

令和3年2月10日付け地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領の一部改正による主な変更点

		改正後	改正前
良質な雇用の定義		<p>①及び②のいずれにも該当する者</p> <p>雇入日(又は正社員への転換日)から年度末までの</p> <p>①所定内給与額の1か月当たりの平均が<u>185,400円以上</u></p> <p>②月平均所定外労働時間が<u>20時間以下</u></p>	<p>①～③全てに該当する者</p> <p>雇入日(又は正社員への転換日)から年度末までの</p> <p>①実労働時間数の1か月当たりの平均が<u>16.3時間以下</u></p> <p>②出勤日数の1か月当たりの平均が<u>19日以下</u></p> <p>③所定内給与額の1か月当たりの平均が<u>209,100円以上</u></p>
次年度事業継続可否の評価基準	報告基準日	11月末	10月末
	報告基準日におけるアウトカム※目標達成率	2/3	80%
	報告基準日における評価の対象期間	<p>当年度実績により判断</p> <p>例：令和3年度事業の評価は、令和3年4月～11月末までの実績により判断</p>	<p>過年度実績を含めた累計の実績により判断</p> <p>例：令和3年10月末時点での評価は、令和2年4月～令和3年10月末までの実績により判断</p>
	個別事業の継続	<p>報告基準日の実績が、目標の2/3未満の場合</p> <p>⇒見直し又は廃止又は見直しせず継続(天災等又は新型コロナウイルス感染症によるやむを得ない場合に限る)</p> <p>※ただし、<u>2年度目の報告基準日における目標が未達成であつて、かつ、1年度目の通年実績が目標の90%未満である個別事業は、原則廃止。</u></p>	<p>報告基準日の実績が、目標の80%未満の場合</p> <p>⇒原則廃止(天災等やむを得ない場合を除く)</p>

※継続可否はアウトカム(良質な雇用による正社員就職者数及び離職率)の達成率により判断される